

契 約 書

株式会社 XXXX と（以下「甲」という）と合同会社bizサブグループ（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約（以下「本契約」という）する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者（以下「エージェント」という）が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、甲への入社を承諾した候補者（以下「採用決定者」という）が甲に入社（甲にて勤務を開始することをいう）した段階で発生する。

第3条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の30%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当（ただし、通勤交通費及び時間外勤務手当を含まない）を含む初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第4項 サービス利用料の支払については採用決定者が入社した日の属する月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座にこれを支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、乙が甲に紹介後1年以内に甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当し前条に定めるサービス利用料が発生するものとする。

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の50%をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。振込手数料は乙の負担とする。

但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第7条（秘密の保持）

第1項 甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者へ開示又は漏洩しないものとする。機密事項とは、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する一切の情報を対象とする。

第2項 前項にかかわらず、次の各号に規定する情報は、機密情報に含まれないものとする。

- ① 相手方から開示された時点で公知であった情報
- ② 相手方から開示された時点で自己が保有していた情報
- ③ 相手方から開示された後に、自己の責によらず公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
- ⑤ 開示者から開示された機密情報によることなく、自己が独自に開発した情報

第3項 第1項にかかわらず、乙は、エージェントが人材探索を行なう為に必要な範囲内で甲に関する情報を、エージェントに開示することができる。この場合に乙はエージェントに対して同様に守秘義務を課すものとし、違反した場合は自ら責任を負うものとする。

第4項 第1項にかかわらず、甲・乙双方は裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務づけられる場合、当該義務の範囲内で機密情報を開示することができる。但し、甲及び乙は、当該開示を行う場合、可能な限り速やかに相手方に通知をするものとする。

第5項 第1項にかかわらず、甲・乙双方は、相手方から開示された機密情報を、本目的以外の目的に使用してはならないものとする。

第6項 本条の規定は本契約の終了後2年間は有効とする。

第8条（反社会勢力との関係）

甲・乙双方は、それぞれ相手方に対して、自ら（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む。本条において以下同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、且将来にわたっても該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約する。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対する資金の提供又は便宜の供与等を通じて反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有すること

第9条（反社会的行為の禁止）

甲・乙双方は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対して確約する。なお甲・乙双方は、当事者の一方が前条の規定に違反し、又は次の各号いずれかの内容に違反し、取引を継続することが不適切であると判断した場合には、何らの通知、催告の手続きを要しないで、本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとする。この場合当該解除によって違反した当事者に損害又は損失が生じたとしても、相手方はこれを賠償する責を一切負わないものとし、相手方に損害が生じたときは、違反した当事者がその責任を負うものとする。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に規定する義務に違反した場合、相手方に対し、当該義務違反と相当因果関係のある範囲内で相手方に生じた損害を賠償する。

第11条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、事前の甲の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位、又は権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、引受けさせ、又は担保に供してはならないものとする。

第12条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第13条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

2024年8月9日

甲 XXXX

乙 合同会社ビズサブリグループ
東京都中央区八丁堀一丁目4-5
川村八重洲ビル5階
代表社員 三木孝則